

## 平成19年度第1回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

開催日時	平成19年11月6日(火) 13時~15時
開催場所	県庁西棟8階中会議室
会議次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 知事あいさつ 4 委員・専門委員等の紹介 5 委員長選出 6 議事 (1) 地方独立行政法人制度の概要について (2) 審議スケジュールについて (3) 青森県立保健大学の公立大学法人化について 7 閉会
出席委員等 県側出席者	岩間委員、黒澤委員、昆委員、佐々木委員、杉澤委員、久保専門委員 蝦名副知事、若宮行政改革・危機管理監、 行政経営推進室 林室長、小笠原副参事 ほか 健康福祉政策課 高杉課長、内山企画調整報道監、楠美総括主幹 ほか

### 議事要旨

#### 1 開会

司会：ただ今から、平成19年度第1回青森県地方独立行政法人評価委員会を開会いたします。

#### 2 委嘱状交付

司会：はじめに、本委員会の委員及び専門委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。お名前を読み上げますので、その場でご起立いただき委嘱状をお受け取り下さい。お受け取りになられましたら、ご着席下さい。

( 委嘱状を交付。 )

#### 3 知事挨拶

司会：蝦名副知事から、ご挨拶を申し上げます。

蝦名副知事：この度は、青森県地方独立行政法人評価委員会の委員及び専門委員就任をご快諾くださいまして、厚くお礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、県は平成16年度から行財政改革ということで、三村知事になってから、本当に一所懸命取り組んできたつもりでございます。指定管理者制度の導入あるいは地方独立行政法人制度もそうであり、県立保健大学が地方独立行政法人になるということです。

それから、平成21年4月には、試験研究機関。これまで、各県では、商工関係の試験研究機関は地方独立行政法人になった例がありましたけれども、農林水産関係の試験研究機関と一緒に地方独立行政法人になるというのは、全国初めての試みでありまして、これについても相当の熱意と集中をもって取り組んでいかなければ、なかなか実現できないのではないかなと思っ

ております。

そのほかにも、行政の様々な改革に取り組み、職員を5年間で800人削減するとか、県庁の予算を9千億円台から7千億円台へと約2千億円の縮減もして参ったわけでありまして。それでもなおかつ、地方交付税を大幅に減らされて、さらに行財政改革を進めなければならないという状況になっているわけでありまして。

その意味で、地方独立行政法人が、当初の目的どおりにキチッといくかどうか、この評価委員会ですっきりとみていただければ大変ありがたいと思います。

初めてのことでありますから、様々な問題が生ずることと思いますが、その指摘に基づいて改革をしていく、あるいは改善をしていくということが、非常に大事であろうと思います。これから、大変な作業になるうかと思っておりますけれども、私どもも誠意をもって対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会：蝦名副知事は、公務のためここで退席させていただきます。

#### 4 委員・専門委員等の紹介

司会：ここで、改めて委員及び専門委員の皆様をご紹介いたします。

税理士 岩間裕子委員です。

商工中金青森支店長 黒澤秀一委員です。

弘前大学教授 昆正博委員です。

青森公立大学教授・地域研究センター長 佐々木俊介委員です。

鱒ヶ沢温泉ホテルグランメール山海荘代表取締役 杉澤むつ子委員です。

学校法人青森田中学園副学園長 久保薫専門委員です。

司会：続きまして、県側出席者を紹介します。

総務部行政経営推進室 林室長です。

同じく、小笠原副参事です。

健康福祉部健康福祉政策課 高杉課長です。

同じく、内山企画調整報道監です。

司会：本委員会の開催には、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の出席が必要ですが、本日は6名全員のご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

#### 5 委員長選出

司会：それでは、委員長の選出をお願いしたいと思います。

附属機関条例第3条及び別表第2の規定により、本委員会の委員長は委員の互選によることになっておりますが、いかがいたしましょうか。

黒澤委員：我々委員はそれぞれが県の方に選んでいただいて今日ここにおりますので、委員長についても、事務局に腹案があるのではないかと思います。それをたたき台にして我々で検討してはいかがと思うのですが、どうでしょうか。

行政経営推進室長：事務局にお尋ねがありましたので、お答えいたします。事務局としましては、これまでの県の他の委員会のご経験等を踏まえまして、佐々木委員をお願いしてはいかがかと考えております。ご審議をよろしく願いいたします。

司会：委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

それでは、佐々木委員に委員長をお願いいたします。附属機関条例第6条の規定により、委員長が会議の議長となりますので、以後の議事進行につきましては、佐々木委員長にお願いいたします。

早速ですが、佐々木委員長には、議長席にお移り願います。

佐々木委員長：誠に微力ではございますが、青森県の非常に重要な案件について、皆様のご協力をいただきながら、よりよい方向に提案をまとめていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会：事務局からお願いを申し上げます。附属機関条例の規定によりまして、委員長に事故があるとき、若しくは欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理することになっておりますので、委員長から、職務代理者のご指名をお願いしたいと思います。

佐々木委員長：それでは誠に僭越ですが、弘前大学教授の昆委員に職務代理者になっていただきたく存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

## 6 議事

### < 地方独立行政法人制度の概要について >

佐々木委員長：それでは、議事に入ります。最初の議題は、「地方独立行政法人制度の概要について」です。事務局からご説明をお願いします。

行政経営推進室：行政経営推進室の小笠原でございます。私から、資料1と資料2に基づきまして、制度と評価委員会の概要についてご説明申し上げます。

（資料1，資料2に基づき説明）

佐々木委員長：ありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

ないようでありますので、次に進みたいと思います。

### < 審議スケジュールについて >

佐々木委員長：それでは、「審議スケジュールについて」です。事務局からご説明願います。

行政経営推進室：それでは、資料3に基づいてご説明申し上げます。

（資料3に基づき説明）

佐々木委員長：どうもありがとうございました。今、平成19年度と平成20年度のスケジュールについてご説明いただきましたけれども、これについてのご質問・ご意見等いかがでしょうか。

特に、ご意見等はないようでありますので、このような段取りにしたがって、今後審議を進めていきたいと思っております。

そこで、本年度の委員会があと2回ありますが、これについて、私からご提案があります。

委員の皆様は皆ご多忙な方ばかりでありますので、この場で、第2回と第3回の日程を確定させたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり。）

それでは、賛同いただきましたので、そのようにさせていただきます。

今、事務局から、あらかじめ委員の皆様のご都合を照会した結果をいただきました。それによりますと、いずれも5名の方々が出席可能ということで、第2回委員会の日程は、1月11日

(金)の午後。また、第3回委員会の日程は、2月13日(水)の午後ではいかがでしょうか。全員が出席できる日程はないようでありますので、できればこれをお願いしたいと思いますが、特に意見等がないようでありますので、そのようにさせていただきます。

< 青森県立保健大学の公立大学法人化について >

佐々木委員長：次の議題は「青森県立保健大学の公立大学法人化について」です。県からご説明をお願いします。

健康福祉政策課長：それでは、健康福祉政策課からご説明申し上げます。

(資料4に基づいて、説明)

佐々木委員長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問・ご意見等はありませんか。

昆委員：ちょっと教えていただきたいことがあります。学長である理事長以外の理事の方の身分についてですが、これからいろいろな方が入ってこられ、教員から理事になられる方もいると思いますが、その場合は、教員という身分ではなくなるのでしょうか。

健康福祉政策課：健康福祉政策課の楠美と申します。役員の理事は4人としておりますが、そのうち3人は現大学の学部長や学科長などの管理職クラスの方を考えております。その場合、教員の身分と役員の身分は兼任と考えております。また、現段階では、理事のうち1名は非常勤で、大学外からご意見を拝察することとしたいと考えています。

昆委員：兼任というのは、国立大学法人とは大きく違うところですね。国立大学の場合には、理事は教員という身分がなくなるので、一旦教員を退職して就任しなければなりません。そうすると、大学の講義をすることは本務ではなくなってしまうので、例えば公立大学では、学内の先生3人を理事にして本務が教員でないとなってしまうと、残った教員の手当てをどうするかという大きな人件費上の問題が起こる訳ですが、そういった心配はないということですね。

健康福祉政策課：できるだけ、現在の教員の方に勤務についていただきたいと考えています。

佐々木委員長：国立大学の場合は、教員から理事になると教員ではなくなるということですが、理事の任期が終わって教員に戻ることは可能なのですか。

昆委員：それは、それぞれの大学で決めることです。

佐々木委員長：ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

黒澤委員：公立大学法人に係る特例規定の中に、大学の認証評価機関とありますが、本評価委員会との役割の違いは为什么呢。

健康福祉政策課：現在も、県立保健大学は認証評価機関の評価を受けておりますが、その内容は、教育内容そのものに関することが主であり、その他教育に係るシステムであるとか、教育の質とかが中心の評価であります。したがって、中期目標、中期計画についての評価というものは視点が異なるものであります。

大学運営の標準的な評価ということで、これを参考にしてほしいというのがこの規定の趣旨だと思います。

黒澤委員：今回の評価制度は、3年から5年の中期計画と1年毎の年度計画に対してそれぞれ評価をしていくということですが、認証評価機関の行う評価に関しては、時間軸の違いはあるのですか。

健康福祉政策課：認証評価機関の評価はこれまで一度受けただけでありまして、次回までに調べて

お答えしたいと思います。

杉澤委員：就職率が97.5%で、県内への就職率が40.8%となっておりますけれども、入学者について県内と県外の割合がどのくらいなのか、次回でよろしいので、お知らせいただければと思います。

もう一点、経営審議会の構成には、「法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの」とございますが、教育経営審議会では「学長が指名する職員」となっています。理事長と学長は同じということですが、これは、定款に定めておりますけれども、何と申しますか、理事長が指名すると公平な意見が聞けないような気がするのですが、この点いかがでしょうか。

健康福祉政策課：まず、入学者のうち県内の割合ですが、これまでの4回の学部卒業生の平均で見ますと、53.1%が県内出身となっております。

それから、理事長の指名の関係ですが、基本的に、公立大学法人制度そのものが理事長の強い権限、リーダーシップの下で進めるという形になっておりますので、経営審議会については、外部有識者を入れる際にも、法律上、執行上の形態としては理事長が選考の権限を持つということで、理事長指名になると考えております。一方、教育研究審議会は、学術的な事項となりますので、学長の強いリーダーシップということで、学長指名になると考えております。

佐々木委員長：理事長は経営に責任を持ち、学長が教育に責任を持つと、そのような分担になっているのでしょうか。結果として、県立保健大学の場合は、理事長が学長を兼ねるという形になっておりますが、本来的にはそういう理解でよいのでしょうか。

健康福祉政策課：厳密に申し上げますと、理事長は法人運営について責任を有するものでありますが、その中には大学運営も含まれるということでもあります。また、教育の部分については、学長が責任を持つということになります。それについて、県立保健大学では、理事長と学長を同一人物にお願いすることで考えております。

佐々木委員長：ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

久保専門委員：公立大学法人になると、教員が非公務員になるということですがけれども、従来の公務員とどのような違いがあるのでしょうか。

健康福祉政策課：非公務員になると、団結権、団体交渉権、争議権といった、いわゆる労働3権が付与されることになり、身分保障についても、民間企業としての労働契約に基づく雇用という扱いになります。

服務については、一部みなし公務員ということで守秘義務等が適用されますが、勤務条件については、個々の労働条件として、就業規則等で定めることとなります。福利厚生の方では、今の学校共済は引き続くこととなります。定員管理の面でいいますと、今は県の条例の中で定数管理されていますが、そこから離れて大学が独自に教員総数の管理を行うこととなります。

大きくは、こういった点が異なる点です。

佐々木委員長：よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

昆委員：ひとつ教えていただきのは、県の方から大学へ渡されることになる運営費交付金についてです。

法人化した場合、ひとつのメリットとして、教員の給与体系や人員の弾力化、成果に応じた賃金、あるいは任期制とか競争原理などというものが求められてくると思うのですが、交付金を渡す県としては、大学の成果に応じて交付金を、加減するといいますが、教育に係る部分は、なか

なか学生さんに対するものですから難しいかもしれないんですけども、研究費ですとか人件費に関しては成果に応じて決めるとか、そのようなやり方を決めておられるのか。

もうひとつ、人件費と人件費以外のものをある程度分けて、人件費はキッチリとこの範囲内と、そしてその範囲内で大学がどのように弾力化してもよいと、そういう方向になるのか。あるいは、教育研究費まで含めて、全部一括しての運営費交付金といった格好になるのか。その辺は、どのようにされるのでしょうか。

健康福祉政策課：運営費交付金については、平成20年度当初予算がすぐ始まるということで、現在、大学側と協議中であり、財政課とも協議中となっています。

運営費交付金の性格としては、総額を支給して、その中で用途については、本来は、どのように使っても法人の自立的活動に任せるということになります。ただ、具体的には、他の大学の例をみますと、人件費については変動が激しいので、例えば退職金は精算するとか、個々の経費の取扱いは大学毎に定めています。

それについても今まさしく検討中で、人件費についても、物件費についても、目だしは必要だろうとの認識ではありますが、まだ、具体的には決めておりません。

昆委員：もうひとつ、お聞きします。これは評価をする際にも大きく関連するのですが、運営費交付金は、何年を単位として渡されるのか。

国立大学の場合は、中期目標期間が6年ですので、6年間こういう方向で行くと決定しておき、毎年、効率化係数がかかって1%減額していくなどというのはありますが、6年をひとつとして考えます。そのように、予算を考えていくのか。あるいは3年に切ってとなるのか。その点について決まっているのであれば、お聞かせ下さい。

健康福祉政策課：まだ協議中ではありますが、今の考え方としては、公立大学法人の中期目標期間は6年に固定されており、それに対応した中期計画の中で、6年間の事業費を明示することになっておりますので、中期目標・中期計画を定める中で、運営費交付金のルールは決めていくことになると考えています。もちろん、固定化されるものではなくて、情勢は変わりますので、途中での見直しも必要になると考えています。

佐々木委員長：よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。岩間委員、どうぞ。

岩間委員：運営費交付金には、消費税の問題があります。県立保健大学は学術関係ですから、消費税はかからないかと思えますけれども、今度、変わって収益事業を行うとすれば、消費税がどうなるか検討したことはありますか。

健康福祉政策課：大学として学生に授業を行うことについては、非課税と考えています。その他の研究受託であるとか、講習会で負担金をいただくとか、そういった場合には課税されると考えており、消費税を負担する必要があると考えています。

佐々木委員長：よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

特にないようであります。今日は第1回ということで、全般的な進め方、あるいは法人化に関する制度的なことをご説明いただきました。

次回につきましては、県立保健大学の中期目標についてご提案いただき、審議を行うことになっておりますので、皆様、お忙しいお立場と思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、事務局へお返しします。

## 7 閉会

司会：最後に、林行政経営推進室長から、閉会に当たってのご挨拶を申し上げます。

行政経営推進室長：本日はお忙しい中、長時間にわたって御審議いただきありがとうございました。

今回は設置後初めての会議ということで、制度や青森県立保健大学の概要等について説明申し上げたところでございますけれども、次回第2回目からは、本題であります、大学の中期目標について具体的な御審議をいただき、本年度内に御意見をまとめていただきたいと考えております。

また、平成20年度におきましては、冒頭、副知事の挨拶の中でも申し上げましたように、平成21年4月の設立を目指す試験研究施設の地方独立行政法人化についても、本委員会で御審議いただくことになろうかと思っております。合わせて、県立保健大学については、中期計画等についてご審議をいただくということで、審議事項の多い委員会になろうかと思っております。

事務局としても、円滑な委員会運営が図られるよう、できる限りの準備をさせていただいてと考えてございますので、委員及び専門委員の皆様におかれましては、今後のご審議をよろしくお願い申し上げます、閉会に当たってのご挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

司会：これをもちまして、平成19年度第1回青森県地方独立行政法人評価委員会を終了します。